

第44回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成27年5月25日(月)午後2時～午後3時10分
- 2 場 所 山梨県庁防災新館409会議室
- 3 出席者 委員(敬称略)青木進、芦澤公子、牛奥久代、漆原正二、大久保栄治、
風間ふたば、齊藤尚子、佐々木宏明、相馬保政、武田哲明、
角田謙朗、土橋金六、永井幸子、永井寛子、原田重子、
日向治子、藤巻光美、古屋寿隆、山縣然太郎、山本紘治、
湯本光子、横内幸枝
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 次 第
 - (1) 第44回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - [審議事項]
 - (1) 第11次鳥獣保護事業計画の変更について
 - (2) 第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の策定について
 - (3) 第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の策定について
 - (4) 第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画の策定について
 - (5) 生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準(騒音関係)の一部変更について

7 議事の概要

司 会	1 開 会
	定刻となりましたので、ただ今から、第44回山梨県環境保全審議会を開会いたします。
森 林 環 境 部 長	2 あいさつ
	部長あいさつ
	森林環境部長あいさつ
会 長	会長あいさつ
	山梨県環境保全審議会会長あいさつ
司 会	3 議 事
	審議事項
会 長	次に出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、22名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。それでは、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。
会 長	はじめに、審議事項(1)の「第11次鳥獣保護事業計画の変更について」を議題とします。これは、平成27年5月29日施行予定の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律附則第4条の規定に基づく審議事項です。この件につきましては、5月18日に開催された鳥獣部会において審議されました。部会での審議結果について、鳥獣部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、その前に計画変更の概要について、事務局から説明をお願いします。

みどり自然課長	審議事項（１）資料により、みどり自然課長が説明・報告
会 長	引き続き、鳥獣部会長から報告をお願いします。
鳥獣部会長	鳥獣部会での審議状況を説明、報告
会 長	事務局及び鳥獣部会長からの報告が終わりました。ご審議をお願いしたいと思いますが、最後に鳥獣部会長のほうからお話があった管理する場所を指定すべきだということについてはどうだったのでしょうか。
みどり自然課長	ニホンジカにつきましては、後ほどご説明させていただきます第二種特定鳥獣管理計画でも定めてありますが、5月1日に公表されました森林総合研究所の研究成果等を参考にしながら、科学的見地に基づき、ニホンジカの計測数が多い場所を重点的に個体数調整を進め、また、国、県、市町村や実際管理捕獲を担っていただく猟友会と連携しながら、効果的な捕獲方法を工夫していきたいと考えております。
会 長	ありがとうございます。
会 長	それでは皆さん方のほうからご意見を伺いたいと思います。
会 長	今、みどり自然課長からお話がありましたように、これはまず国の法律の改正に伴って改正するというので、次の議題で具体的なその管理計画について、また、審議いただくということでございます。いかがでしょうか。全体計画については、国もこのように動いているということで、県がこのような改正をするということについてよろしいですか。
会 長	異議なし
会 長	それでは、県からの諮問について、当審議会として異議がない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。
会 長	次の審議事項（２）～（４）「第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）管理計画の策定」につきましては、関連があるため、一括して議題とさせていただきます。これも、平成27年5月29日施行予定の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律附則第6条の規定に基づく審議事項です。

会 長	この件につきましても、5月18日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果について、鳥獣部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、その前に計画の概要について、事務局から説明をお願いします。
みどり自然課長	審議事項(2)、(3)、(4)資料により、みどり自然課長が説明・報告
会 長	引き続き、鳥獣部会長から報告をお願いします。
鳥獣部会長	鳥獣部会での審議状況を説明、報告
会 長	事務局及び鳥獣部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委 員	ニホンジカの場合、以前から、これ以上増えると色々被害があるということが言われており、もはや手が付けられないような状況ということですよ。私が、今ここで言いたいのは、これまでの保護管理の考え方を変えて、保護と管理に分ける訳ですが、行政的にうまくいくのか。保護と管理が連携せず、それぞれ独立して行われると、具体的な対策は進まないと思うが、そのための行政の在り方はどうすべきか。その点が問題じゃないかと思います。ニホンジカが増えるというのは私達が以前レッドデータを担当した時から、増えると言われていた。実際には、国のほうは全然動かなかつたですよ。今後、行政はどういうふうに絡んでいくのか、どのような考え方かお聞きしたい。
みどり自然課長	おっしゃるとおり、全国的に見て対応が遅れたということは正直否めないかと思います。今、どこも鳥獣被害だけでなく、動植物や昆虫などの生物多様性が損なわれる事態に至っておりまして、再生できないというところも出てきております。さらに国土保全上の問題から裸地となって土砂災害の危険があるようなところも出てきております。今ここで抜本的に対応しなければならぬということで、国も遅ればせながら25年12月にその方針を打ち出したところです。国の個体数の推定結果を厳粛に受け止めしっかり対応していかなければならないと思います。また、今回の法改正の中で保護と管理と分けましたけども、ただ分けてそれぞれやるということではなく、個体群の保全に配慮しながら減らし、他の動植物への影響を最小限に抑える方法でやっていかなければなりません。そういった状況の中、35年度まで

	<p>の半減というのは非常に高いハードルであると思いますが、何とかそこに追い付くための対応というのを考えていかなければならないと考えております。</p> <p>特効薬はありません。全国的にも丹沢、四国、剣山山系や知床など、早めに取り組んでいる地域においても、やはり簡単には成果が出ていません。しかしながら、ここであきらめてしまってもうどうにもならないということですので、何とか踏みとどまる方法を関係者の皆さんのお知恵を借りながら、ただ闇雲にやるのではなくて、科学的知見に基づいた効果的な方法をこれから工夫していくということ、ただ現在の頭数を減らすのではなくて、その方法をきめ細かく対応していくことが必要だと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今、保護と管理を分けるということですが、私も30年ぐらい前には猟をしておりまして、いつ解除だったか定かではありませんが、当時はメスジカを撃ってはいけないということでした。とにかく私どもも気を付けて猟をやっていた経緯もあります。その当時から、シカが増えることを認識していて、猟をしていました。以前の会議においてもそのような話をしましたが、シカを保護する期間が長かったため、今日に至っているのかなという気がしてならないのです。そういう意味でもう少し短いスパンで、やはり10年計画ぐらいのスパンで色々な計画を進めていかなかったため、このような結果になったのではないかという気がします。その辺どうでしょうか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>おっしゃるとおりでございます。一時、シカを保護する時期がありました。また、シカの場合は小鹿のバンビというイメージが先行しまして、かわいそうだから保護する必要があると、後手に回ったと思います。恐らくシカの場合は、繁殖力が非常に強いので推測以上に増えてしまった。これを、35年度末、これから約8年程度で、何とか半減まで追い込めば、その後は、生息域がまばらになるので、繁殖力が落ち、減るという点に若干の期待をしているところです。これから個体数調整を進めていく中で、やはり毎年、検証を続けながら対策を講じていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがでございましょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>過日、開かれまして鳥獣部会の話の中では、管理をするということは人間が管理をするわけで、それは行政の責任において管理を</p>

	<p>するということです。今まではどちらかと言うと鉄砲を撃つ人たちがやってくれたというような調子でした。過日、その会議の中でどこかにそれが入っているはずですが、専門官と言えば変ですが、捕ることを専門とする人たちで構成する組合を作るといような話がありました。私は、全面的に見れば県の計画に賛成しますが、過日の鳥獣部会でそのへんのところの話が出ましたが、鳥獣部会長、どうでしたか。</p>
鳥獣部会長	<p>確かにそういう意見が出まして、県のほうにそこまで確認はしなかったのですが、そのような方向性がこれから出されると、かなりはっきりしてくるなという気持ちではありました。それで射撃集団のようなものを編成して、そのグループによって一気にその目的に向かって対応していくということが可能であれば良いのですが、その辺のことについては、みどり自然課長はいかがお考えでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>先ほどの法改正の中で認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設ということでご説明させていただきました。インターン狩猟者の活用ということが、今、委員がおっしゃったところだと思います。現在、県や市町村が、猟友会に様々な捕獲事業をお願いしています。猟友会の会員の皆様は、お仕事を持っている中でご協力いただいているところであり、今までもここまでやっていただいているということで、非常にありがたいわけです。今回の法改正のところはいわゆるこれを専門に仕事にする、生業にする事業者の認定であります。先ほど申し上げましたように、すぐに増えていくということは環境省自身も考えていないようで、恐らく今年度については、年間で各県数件程度との見込みです。その中、銃猟によるものではなく、わな猟の関係のものが多いのではないかと、今のところ予測されております。</p> <p>ただ、法改正で道が開かれましたので、今後どのような形で推移するのか。例えば、猟友会の中にも、特定の捕獲隊のような形で認定事業者になっていただき、捕獲が困難な場所を担当してもらうようなこともあると思います。今後、事業者数が増えてきた段階において、また、県が認定事務を進める中で、現在遂行中の事業との調整、棲み分けを適切に整理し、より効果的な管理捕獲を進めていきたいと考えております。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。本当に大変な状況の中で国もやっと腰を上げていろんな許可も取り入れ盛況な状況の</p>

	<p>ようです。これがうまいこと行けば少しは被害が少なくなるのではないかと本当に期待するところです。 ほかにいかがでございましょうか。</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（２）の「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定」、審議事項（３）の「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定」、審議事項（４）の「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の策定」について、御異議ございませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、審議事項（５）の「生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（騒音関係）の一部変更について」を議題とします。これは、山梨県生活環境の保全に関する条例第２１条の規定に基づく審議事項です。</p>
大気水質保全課長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
会 長	<p>審議事項（５）資料により、大気水質保全課長が説明・報告</p>
会 長	<p>事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
	<p>質疑なし</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（５）の「生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（騒音関係）の一部変更について」は御異議ございませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。</p> <p>続く「その他」において、事務局から委員の皆様へ連絡事項があ</p>

	<p>りますが、これについては審議会の所掌事項ではないため、議事進行は事務局で進めていただきます。</p> <p>委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: center;">4 その他</p>
	<p style="text-align: center;">事務局から連絡事項</p>
	<p style="text-align: center;">5 閉 会</p>
<p>司 会</p>	<p>本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には御審議、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして「第44回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>